

この事故は、当該バスが橋の頂上付近の右カーブにさしかかったところ、当該乗客が両替をしようと立ち上がったため、通路に尻餅をつき、左大腿部を強打した模様。

なお、当該バスの運転者は、事故直前の車内状況を確認出来ていなかった。

(3) 乗合バスが歩行者を撥ねた事故1

9月15日(土)午前8時15分頃、岩手県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客5名を乗せて運行中、当該バスが歩行者(女性、75歳)を撥ねた。

この事故により、撥ねられた女性が死亡した。

なお、当該バスの乗客及び運転者にけがはなかった。

この事故は、当該バスが一般道路を右折しバスターミナルに入ろうとしたところ、横断歩道をバスからみて左から右に渡ろうとしていた女性を撥ねた模様。車道、横断歩道ともに信号機は設置されていない。

(4) 乗合バスが歩行者を撥ねた事故2

9月15日(土)午後7時10分頃、群馬県において、同県に営業所を置く乗合バスが回送中、車道を歩いていた歩行者を撥ねた。

この事故により、当該歩行者(女性、84歳)が死亡した。

この事故は、当該バスの運転者が前方を走行していた車両が急に右に寄ったことに気をとられ、車道上の歩行者に気付くのが遅れ轢過した模様。

(5) 乗合バスが乗用車と衝突した事故

9月18日(火)午後4時頃、青森県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客35名を乗せて運行中、対向してきた乗用車と衝突した。

この事故により、当該バスの通路に立って乗車していた乗客5名が転倒し、うち1名(女性、79歳)が腕を骨折する重傷、他4名が打撲等の軽傷を負った。事故現場は当該バスから見て右カーブで、事故当時、当該バスの運転者は、対向してきた当該乗用車がセンターラインを越え、対向車線にはみ出してきたため、衝突を回避しようとブレーキ及びハンドル操作をしたが、当該バスの右前面と当該乗用車の右前面が衝突した模様。

(6) 貸切バスの車両火災

9月19日(水)午前10時20分頃、愛媛県において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客27名を乗せて運行中、「ボン」という異音の発生と、変速操作が出来なくなった。

このため、当該バスの運転者は当該バスを停止して乗客を避難させた後、当該バスのエンジンルームを確認したところ、発煙と火花を確認したため、当該バスに備えられていた消火器での消火を試みたが鎮火できず、後続車からの通報により駆けつけた消防の消火活動により鎮火した。

〔掲載マニュアル一覧〕

- ・ H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・ H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
- ・ H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・ H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・ H21年10月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
- ・ H21年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル



【3. 事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について】

国土交通省では、これまでも「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の事故防止対策を推進しているところですが、平成24年上半期の事業用トラックが第一当事者となる死亡事故発生件数が増加傾向にあります。

夏の行楽シーズンに伴う交通量の増加が見込まれたことから、より一層事故防止対策に取り組む必要があるため、平成24年8月に、トラック事業者における安全対策及び事故防止の徹底を図るため、事業者団体に対し要請を行いましたのでお知らせ致します。

→ (<http://www.mlit.go.jp/common/000220674.pdf>)



【4. 高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について】

本年8月2日に東北自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、同種事故の再発を防止するため、交替運転者の配置基準の遵守をはじめ、輸送の安全に万全を期すよう、国土交通省は高速ツアーにおける安全確保の再徹底について、公益社団法人日本バス協会及び高速ツアーバス連絡協議会に対し、通達を発出しましたのでお知らせいたします。

→ (<http://www.mlit.go.jp/common/000219969.pdf>)



【5. 高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について】

本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、国土交通省では、本年6月11日に「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定し、「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」等を取りまとめました。

また、当該緊急対策の実施に関し、6月29日以降で以下の通りの措置を講じました。これらについてお知らせ致します。

○補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきましては、以下のリンク先をご覧ください。

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_24.html)



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

